

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-21：：不可逆的処置に関するインフォームド・コンセントの特別な重要性

翻訳 會澤久仁子

SKさん、44歳未婚女性は、9日間続いている月経出血を訴えてP医師の診療所を訪れた。P医師は診察し、同日に超音波検査を受けるよう勧めた。超音波検査の結果を見て、全身麻酔下の腹腔鏡検査にて確定診断を行うため、翌日の来院をさらに勧めた。

そこで、翌日SKさんは母親を伴ってP医師の診療所へ行った。入院時、SKさんは入院治療同意書と、外科手術同意書に署名した。入院診療計画書には1995年5月10日に腹腔鏡による検査及び手術のために入院とあった。

その後、SKさんは全身麻酔をかけられ腹腔鏡検査を受けた。意識が戻らないうちに、P医師の助手が手術室の外へ出てきて、SKさんの救命を名目に子宮摘出術に同意するよう母親に求めた。そしてP医師は、腹式子宮摘出術と両側卵管卵巣摘除術を行った。

**P医師はSKさんの同意なく生殖器官の摘出手術を行うべきであったか。**

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

**YES** SKさんの母親が子宮摘出に同意した。P医師の行動には何の問題もなかった。

**NO** 患者本人以外は、誰も患者に代わって生殖器官の摘出に同意することはできない。この不可逆的処置により、SKさんは母親になり家族をもつという基本的人権を奪われた。母親も、医師も、誰も本人に代わってこの選択をすることはできない。

本ケースについてのノート

判決

本事例は最高裁判所で意見聴取され、次の結論が示された。患者が許可していないさらな

る追加処置が患者の救命や健康維持のために必要であって、患者が意識を回復して決定できるまでその処置を延期することが不合理でない限りは、医師はそうした処置を患者の同意なく行ってはならない。腹腔鏡検査中、緊急または生命にかかわる状況はなかった。

患者がある特定の外科的処置に同意している場合、患者の生命や健康への切迫した危険なしに、ある器官の摘出が患者にとって利益となるだろうとか、将来何らかの危険が生じるのを予防するだろうという理由だけでは、その同意をもって、器官摘出を含む患者が許可していない追加処置への同意もあると解釈すべきではない。

同意書には腹腔鏡による診断および治療と書かれていた。本同意書に署名したことは、子宮と、卵巣、卵管の摘出術に同意したことにはならない。MKさんは子宮摘出及び両側卵管卵巣摘除術には同意しなかった。SKさんの母親による同意は、有効な、真の同意と見なすことはできない。

## ディスカッション 不可逆的処置に関するインフォームド・コンセントの特別な重要性

患者の尊厳の一端は、提案した医療処置へのインフォームド・コンセントを取得する医療チームの義務に表れている。生命倫理と人権に関する世界宣言第6条第1項にもこれは示されている。すなわち、

いかなる予防的、診断的、治療的介入も、当事者による適切な情報に基づいた事前の自由な知らされたうえでの同意がある場合にのみ行うことができる。同意は、それが該当する場合には、明示的でなければならず、また、いつでもいかなる理由によっても本人への不都合や不利益なしに撤回することができる。

本原則の重要性は、処置ごとにインフォームド・コンセント取得の責務が課されることによって、実際に示される。包括的な (broad-ranging) インフォームド・コンセントは倫理的ではなく、真正な同意と見なすべきではない (生命にかかわる緊急時で、医療処置への患者のインフォームド・コンセントを取得することが不可能な場合は例外である)。

しかし、同意は人間の尊厳を表現するものであって、同意の取得が患者を害し、尊厳をそこなう状況もありうる。それゆえ、どんな状況もどんな患者も、個別に、症例の特殊な状況に応じて、尊重すべきである。

たとえば、近親者 (親や配偶者) が意思決定過程に加わるのが容認され、患者のことを

近親者に話すことが文化的に必要とされる社会もある。

また別の状況が、将来に重大な影響をもたらす不可逆的な医療処置が行われるときに生じる。その処置が大きな波及効果をもち、その結果に否応なく向き合わねばならない当事者が同意するか拒否するかを決めるべきであることが理にかなうときには、その人からインフォームド・コンセントを取得する必要性はなおいっそう正当かつ重大になると考えられるだろう。

それゆえ、不可逆的処置を行う場合は、患者を麻酔から覚醒させて同意を得てから再手術する必要性や、病気について詳細に開示する必要性などのように、一定の不快感を患者に与えることになるとしても、患者の希望を厳密に確かめるべきである。